

美里町総合計画審議会 部会について

- 1 目 的 美里町総合計画審議会条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、部会を設置し、美里町総合計画の調査審議する円滑な策定作業を図ることを目的とします。
- 2 部会組織 美里町総合計画審議会条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項による部会に属する委員で構成されます。また、第 6 条第 3 項の規定によって部会の部会長（互選）及び第 5 項の規定によって部会長を代理する者（部会長の指名）を選任してください。
- 3 部会出席 第 1 回部会は、第 1 回美里町総合計画審議会の終了後に開催しますが、第 2 回以降の開催については、部会ごとに日程調整をお願いします。また、日程については、できるだけ全ての委員が出席いただけるよう調整願います。
- 4 会議詳細
 - ・ 会議進行について
 - （1）第 1 回部会の進行については、部会長が決まるまで職員が努めます。
 - （2）条例第 6 条第 3 項の規定により、委員の互選により部会長が決定しましたら、条例第 6 条第 5 項の規定により、部会長の指名で部会長を代理するものを決定してください。
 - （3）その後、部会長を座長に会議を進行してください。
 - （4）協議に入る前に、部会委員から会議録署名人を 2 人選任してください。
 - ・ 会議日程について
 - （1）第 2 回以降の部会の開催について、委員と職員間で調整してください。
 - ・ 会議の庶務について
 - （1）意見記録については、職員が対応します。（別記、記録様式参考）
 - ア 協議結果記録用紙…決定した内容の記録の記載になります。
 - イ 会議録…発言内容の記録になります。
 - （2）部会の調査審議によって、説明や資料が必要な場合は職員に申し出てください。
 - （3）ＩＣレコーダー等については、町で手配します。
 - ・ 会議結果について
 - （1）職員が取りまとめます。また、作成した会議録は、後日、町のホームページに掲載する予定です。